

## ヒヤリ・事故の芽活動

### ▶情報の収集と活用

「1件の重大事故の下には29件の軽度の事故があり、その下には300件のヒヤリハットがある」という法則があります（ハインリッヒの法則）。

当社では、「ヒヤッとした」「ハッとした」事象に限らず、事故につながるかもしれない潜在する危険（事故の芽）を感性で発見し、報告する「事故の芽報告」の取り組みを行っています。また、「ヒヤリ・事故の芽」提出強化期間を設定しています。

各職場から集約され、報告された情報は「ヒヤリ・事故の芽新聞」に掲載し、潜在する危険についての情報を共有します。また、「ヒヤリ・事故の芽会議」の審議を経て、優先度の高いものについて、設備の改善を実施し、事故の芽の早期除去に努めています。

※緊急を要する情報については、ヒヤリ・事故の芽会議を待たずに、関係部門に情報提供しています。

### 運転保安に関する ヒヤリ・事故の芽新聞

**ヒヤリ・ハット情報**とは、事故が起きるかもしれないと思ってヒヤッとした、ハッとした出来事の情報です。また**事故の芽情報**とは、日常業務の中で事故につながるかもしれないと思った事柄の情報です。事故の芽情報は、自ら体験はしていないが、感性により気づいたという点がヒヤリ・ハット情報と異なります。皆から報告のあった情報は、**ヒヤリ・事故の芽会議**で審議されたのち、ハード面の改善が必要な報告については安全予算により改善を行っています。また、ソフト面の対応が必要な報告は積極的に情報共有に努めています。報告によって安全活動に自身に参加していることを実感し、安全意識を高めてください。

※参考：安全安心ハンドブック

ヒヤリ・事故の芽新聞



### ◆ヒヤリハット・事故の芽情報提出実績（平成28年度）

直営分		件
	営業推進部（駅）	100
	営業推進部（運転）	40
	工務部	75
	電気部	143
	車両部	84
	大津営業部（営業課）	25
	大津営業部（技術課）	11
	安全推進部	9
	小計	487
委託・協力会社	工務関係	40
	電気関係	29
	車両関係	6
	大津関係	9
	小計	84
合計		571

## 動力車操縦者（運転士）の養成

### ▶運転士が誕生するまで

当社は、国土交通大臣から動力車操縦者養成所の指定を受け、法令で定められた教習や国家試験を実施しています。満20才以上の者で動力車操縦者に関して必要な身体検査や適性検査および筆記試験、技能試験などに合格すれば、地方運輸局長から動力車操縦者運転免許が交付されます。

### ◆運転士養成の流れ

第1次選考 適性検査（クレペリン検査など）
第2次選考 身体検査
第3次選考 能力選考試験 （一般常識・業務知識）・面接

養成所（研修課）への入所